

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中瀬普濟寺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>深谷市中瀬字伊勢島一五二五番一 地先から同市中瀬字伊勢島一五三 七番一地先まで</p>	<p>深谷市中瀬字伊勢島一五二五番一 地先から同市中瀬字伊勢島一五三 七番一地先まで</p>	区 間
<p>一〇・一〇 一三・〇〇</p>	<p>一〇・一〇 一〇・五六</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>八三・一〇</p>	<p>九八・九〇</p>	延長 (メートル)
		備 考